

学校法人群馬パース大学 内部通報に関する規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、公益通報者保護法に基づき、学校法人群馬パース大学（以下、「本法人」という。）理事長の責任のもと、本法人並びに本法人労働者及び役員についての法令等に違反する行為等に関する内部通報への適正な対応の仕組みを定めることにより、法令等違反行為の早期発見と是正を図り、もって、本法人の教育・研究及び管理運営の健全な発展に資することを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1)「法令等違反行為」とは、本法人並びに本法人労働者及び役員による法令等に違反する行為又は本法人が定める各種内部規程に違反する行為をいい、「通報対象行為」とは、法令等違反行為又はそのおそれのある行為をいう
- (2)「労働者」とは、教職員、契約職員、パート職員及び出向職員、派遣労働者をいう
- (3)「通報」とは、本法人並びに本法人労働者及び役員による通報対象行為を知らせることをいい、「相談」とは、通報に先立ち又は通報に関連して必要な助言を受けることをいう
- (4)「内部公益通報」とは、通報のうち公益通報者保護法第3条第1号及び第6条第1号に定める公益通報をいう
- (5)「本件窓口」とは、第4条第1項及び第2項に定める通報を受け付けるための内部窓口並びに外部窓口の総称をいう
- (6)「公益通報対応業務」とは、内部公益通報を受け、並びに当該内部公益通報に係る通報対象事案の調査をし、及びその是正に必要な措置をとる業務をいう
- (7)「従事者」とは、公益通報対応業務に従事する者をいう
- (8)「利用対象者」とは、本件窓口を利用できる者をいう
- (9)「本件窓口利用者」とは、本件窓口に対して通報又は相談を行った利用対象者をいう
- (10)「対象事案」とは、本件窓口に対して通報又は相談が行われた通報対象行為をいう。
- (11)「調査協力者」とは、対象事案に関する調査に協力した者をいう

- (12)「被通報者」とは、通報対象行為を行い又は行おうとしているとして通報された者をいう
- (13)「本件窓口担当者」とは、本件窓口において通報又は相談を受け付ける者をいう
- (14)「調査担当者」とは、対象事案に関する調査に関与する者をいう
- (15)「処分等」とは、本法人就業規則に定める懲戒処分を含むが、これに限らず、口頭での指導や注意を含め、本法人が行うことができる一切の措置をいう
- (16)「不利益な取扱い」とは、解雇、懲戒処分、降格、減給、不利益な配転・出向・転籍、退職勧奨、更新拒否、損害賠償請求、事実上の嫌がらせ、退職金等における不利益な取扱い、その他の一切の不利益な取扱いをいう
- (17)「職制上のレポーティングライン」とは、本法人労働者及び役員にとっての上長（直属の上長に限られない）をいう
- (18)「是正措置等」とは是正措置及び再発防止策をあわせたものをいう

第2章 内部通報の体制整備

（内部通報の体制整備）

第3条 本法人内において、通報に適切に対応するための体制を整備し、理事長がこれを総括する。

- 2 事務局長は、本規程に係る業務執行状況について、必要に応じ理事長に報告する。

（窓口及び利用対象者）

第4条 通報又は相談を受け付ける内部窓口を事務局長及び総務部長とする。

- 2 通報又は相談を受け付ける外部窓口を八丁堀西川法律事務所の担当弁護士とする。
- 3 本件窓口において本法人役員に関係する又は関係すると疑われる通報対象行為を受け付けた場合は、監事との間で、その後の方針について協議を行う。
- 4 本件窓口において内部公益通報を受ける本法人担当者及び八丁堀西川法律事務所の担当弁護士は、本規程により従事者として指定される。なお、本法人は、当該従事者に対し、従事者の地位に就くことが当該者自身に明らかとなる方法により伝達する。
- 5 利用対象者は、本法人労働者（通報の日から1年以内に本法人労働者であった者を含む。）及び役員、群馬パース大学、群馬パース大学大学院又は群馬パース大学福祉専門学校に在籍する学生及びその保証人、本法人との契約に基づく取引先事業者の従業員とする。
- 6 利用対象者は、匿名であっても本件窓口を利用することができる。

- 7 利用対象者は、内部通報の体制や不利益な取扱い等に関する相談を行うためにも本件窓口を利用することができる。

（通報又は相談の方法）

第5条 本件窓口の利用方法は、利用対象者の利便性を高めるため、電話、電子メール、FAX、郵送又は面談とし、本件窓口ごとの利用方法は別に定める。但し、当該利用方法以外により通報又は相談が行われた場合であっても、本件窓口が利用されたものとして取り扱うことができる。

（範囲外共有の防止を含めた情報管理）

- 第6条 本件窓口担当者は、本件窓口利用者の氏名等、本件窓口利用者を特定させる情報を、必要最小限の範囲を超えて他の本件窓口担当者に共有せず、また、本件窓口利用者が予め明示的に同意した場合又はその他の正当な理由がある場合を除き、当該情報を本件窓口担当者以外に共有しないものとする。
- 2 調査担当者は、調査協力者の氏名等調査協力者を特定させる情報を、必要最小限の範囲を超えて他の調査担当者及び本件窓口担当者に共有せず、また、調査協力者が予め明示的に同意した場合又はその他の正当な理由がある場合を除き、当該情報を本件窓口担当者及び調査担当者以外に共有しないものとする。
- 3 対象事案に関する調査により得られた情報（第1項及び第2項に定める情報を除く。）は、本件窓口担当者、調査担当者、法令違反行為等の是正措置等の検討に関与する本法人労働者及び役員並びに必要に応じ行政機関に限り共有するものとする。

（調 査）

- 第7条 本件窓口に通報された対象事案に関する調査は、事務局長及び総務部長が行う。但し、事務局長又は総務部長は、当該対象事案に関する十分な調査を行うために必要と判断した場合には、当該事案に関連する部署の責任者や対象事案に対する権限を所管する部署等にも調査を行わせることができる。
- 2 事務局長又は総務部長は、本件窓口に通報された内部公益通報に該当する対象事案の調査を担当する者に対して本件窓口利用者を特定させる事項を伝達される場合には、従事者の地位に就くことが当該者に明らかとなる方法により、当該者を従事者として指定する。
- 3 事務局長又は総務部長より調査指示を受けた者は、速やかに調査の上、事務局長又は総務部長に報告する。
- 4 第1項ないし第3項の定めにかかわらず、第4条第3項に基づいて監事と協議を行った対象事案については、監事と協議のうえ、調査主体及び調査方法を決定するものとし、当該協議に基づいて調査担当者となった者について、第1項ないし第3項を準用する。

(是正措置等)

第8条 調査の結果、法令等違反行為が明らかになった場合には、理事長又は当該法令等違反行為に関連する部署の長は、速やかに是正措置等を講じなければならない。この場合において、本法人役員が関係することが認められた対象事案のときは、監事に対して、是正措置等の対応状況を報告しなければならない。

- 2 事務局長又は総務部長は、内部公益通報された対象事案の是正措置等を検討又は実行する者に対して本件窓口利用者を特定させる事項を伝達される場合には、従事者の地位に就くことが当該者に明らかとなる方法により、当該者を従事者として指定する。
- 3 理事長は、法令等違反行為の是正措置等が適切に機能しているかを検証し、適切に機能していないことが判明した場合には、追加の是正措置等を講じるものとする。

(記 録)

第9条 本法人は、本件窓口において受け付けた通報又は相談への対応に関する記録を作成し、少なくとも対応終了後5年間、保管しなければならない。その方法は、情報管理の観点から適切なものによらなければならない。

第3章 窓口への通報又は相談に関する当事者の責務等

(窓口利用者等の保護)

第10条 本法人労働者及び役員は、本件窓口利用者に対して、本件窓口に通報又は相談したことを理由として、不利益な取扱いを行ってはならない。

- 2 本法人労働者及び役員は、調査協力者に対して、対象事案に関する調査に協力したことを理由として、不利益な取扱いを行ってはならない。

(探索の禁止)

第11条 本法人労働者及び役員は、本件窓口に通報又は相談した者が誰であるか、対象事案に関する調査に協力した者が誰であるかを探索してはならない。

(秘密保持)

第12条 本法人労働者及び役員は、本規程に定める場合のほか、法令に基づく場合等の正当な理由がない限り、対象事案に関する情報を開示してはならず、当該情報について秘密を保持しなければならない。

- 2 本法人労働者及び役員は、法令に基づく場合等の正当な理由がない限り、対象事案に関する情報を目的外に使用してはならない。

(利益相反の回避)

第13条 本法人労働者及び役員は、対象事案に関係する者である場合は、当該事案の調査や法令等違反行為の是正措置等の検討に関与することはできない。

- 2 本法人労働者及び役員は、対象事案の調査担当者となる時点又は法令等違反行為の是正措置等の検討に関与する時点で、自身が当該対象事案に関係する者ではないことを確認するものとし、当該対象事案に関係する者である場合には事務局長に報告しなければならない。
- 3 報告を受けた事務局長は、当該労働者及び役員の対象事案への対応の関与可否を判断する。
- 4 本件窓口担当者は、自らが対象事案に関係する通報又は相談を受け付けた場合には、他の本件窓口担当者に引き継がなければならない。

(通知等)

第14条 本件窓口担当者は、連絡先の分からない場合を除いて、本件窓口利用者に対して、通報又は相談を受け付けた旨を速やかに通知するとともに、調査開始の有無等についても本件窓口利用者が通報又は相談をした日から20日以内に通知しなければならない。

- 2 本件窓口担当者は、連絡先の分からない場合を除いて、本件窓口利用者に対して、対象事案に関する調査の結果及び是正措置等について、被通報者及び調査協力者の信用、名誉、プライバシー等に配慮しつつ、速やかに通知しなければならない。
- 3 本件窓口担当者は、対象事案に関する調査の完了後、連絡先の分からない場合を除いて、本件窓口利用者に対して、第10条第1項により禁止される不利益な取扱いを受けているか否かを確認しなければならない。

(職制上のレポーティングラインにおける通報者等の保護等)

第15条 本法人労働者及び役員は、職制上のレポーティングラインに対して通報又は相談を行った者に対して、当該通報又は相談を行ったことを理由として、不利益な取扱いを行ってはならない。

- 2 本法人労働者及び役員は、職制上のレポーティングラインへの通報に関する調査に協力した者に対して、当該調査に協力したことを理由として、不利益な取扱いを行ってはならない。
- 3 職制上のレポーティングラインに対して行われた通報又は相談についても、本法人は、正当な理由がある場合を除いて必要な調査を実施し、その結果を受けて必要な範囲で是正措置等を講じ、それらの記録を適切に作成・保管するとともに、本法人労働者及び役職員は、前2項の遵守に加えて、範囲外共有の防止を含めた情報管理、探索の禁止、秘密保持、利益相反の回避等に関し、本規程に定める通報及び相談に準じて取り扱う。

(本法人以外に公益通報を行った者の保護等)

第16条 本法人労働者及び役員は、公益通報者保護法第3条第2号及び第3号並びに同法第6条第2号及び第3号に定める保護要件を満たす公益通報を行った者に対して、当該通報を行ったことを理由として、不利益な取扱いを行ってはならない。

- 2 本法人労働者及び役員は、前項に定める公益通報を行った者を探索してはならず、また、当該者を特定させる事項を本法人が認めた範囲以外に共有しないものとする。

第4章 通報又は相談を行う者の責務等

(不正の目的による通報又は相談の禁止等)

第17条 本法人労働者及び役員は、虚偽の通報又は相談や、他人を誹謗中傷する目的の通報又は相談その他の不正の目的の通報又は相談を行ってはならない。

第5章 その他

(処分等)

第18条 本規程の違反行為が明らかになった場合には、本法人は、当該行為を行った本法人労働者及び役員に対して適切な処分等を課さなければならない。

- 2 調査の結果、法令等違反行為が明らかになった場合には、本法人は、当該法令等違反行為に関与した本法人労働者及び役員に対して適切な処分等を課さなければならない。

(救済・回復等)

第19条 本規程の違反行為（第6条及び第10条の違反行為を含むが、これらに限られない。）が明らかになった場合には、本法人は、当該行為による被害・違反等について、適切な救済・回復措置等を講じなければならない。

(周知・研修)

第20条 事務局長は、個人情報等の保護に配慮した上で、本件窓口の運用実績について本法人労働者及び役員に対して周知するものとする。

- 2 事務局長は、理事長を含む全ての本法人労働者及び役員に対して、定期的に内部通報制度に関する周知及び研修を行うものとする。

(本規程に基づく制度の運用及び改善)

第21条 理事長は、本規程に関する整備及び運用の状況等について、定期的に客観的かつ公正な方法による評価、点検等を行うとともに、必要に応じて改善を行うものとする。

(所管)

第22条 本規程の所管は、事務局 総務部とする。

(改 廃)

第23条 本規程の改廃は、法人運営会議の議を経て、理事長がこれを行う。

附 則 この規程は 2024 年 12 月 1 日から施行する。